

# 改正建築物省エネ法の概要

## ●改正建築物省エネ法が令和3年4月1日から改正されます。

主な改正の内容としては以下となります。

### ①省エネ適判対象の拡大

2,000㎡以上の非住宅建築物から300㎡以上の非住宅建築物に拡大

### ②説明義務制度の創設

小規模（延床面積が10㎡を超え300㎡未満の建築物）の住宅・建築物の新築等の際に設計者から建築主へ省エネ性能に関する説明の義務付け

- ・適合判定対象となる建築物は、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となり、基準への適合が義務化され、適合していることが認められない場合は確認済証の交付がされない、または、建物使用許可が下りません。  
従来は2,000㎡以上の大規模建築物のみであった制度が300㎡以上の中規模建築物も適合判定対象となりましたので、計画の際に注意が必要となります。
- ・説明義務制度とは、小規模建築物を新築・増築・改築する際に、省エネ基準への適否および、省エネ基準に適合しない場合は省エネ性能確保のための措置について建築士から建築主に書面で説明を行うことを義務付ける制度となります。  
ただし、建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を表明した場合は意思表明書面を保存し省エネ基準への適否評価は不要です。

	R3.3.31以前 法改正前		→	R3.4.1以降 法改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	【適合義務】 建築確認手続きに連動	【届出義務】 基準に適合せず、 必要と認める場合 指示・命令等	→	【適合義務】 建築確認手続きに連動	【届出義務】 基準に適合せず、 必要と認める場合 指示・命令等
中規模 (300㎡以上 2000㎡未満)	【届出義務】 基準に適合せず、 必要と認める場合 指示・命令等				
小規模 (300㎡未満)	【努力義務】 省エネ性能向上			【努力義務】 + 【説明義務】 ※1 省エネ性能向上	

※1 10㎡以下の建築物を除く

## ●非住宅建築物の計算法（弊社対応）について

建築：PAL＊（モデル建物法又は標準入力法）

設備：一次エネルギー消費量（モデル建物法又は標準入力法）

通常評価方法（標準入力法）・簡易評価方法（モデル建物法）のどちらも国立研究開発法人建築研究所のホームページより公表されている「計算支援プログラム」を使用します。

簡易評価結果は「通常の計算法」より安全側（不利側）での評価となりますので、基本的には簡易評価で対応させていただきますが、ご希望の場合は通常評価でも対応させていただきますのでお問合せください。

## ●住宅建築物の計算法（弊社対応）について

外皮性能：外皮の平均熱貫流率・冷房期の平均日射熱取得率

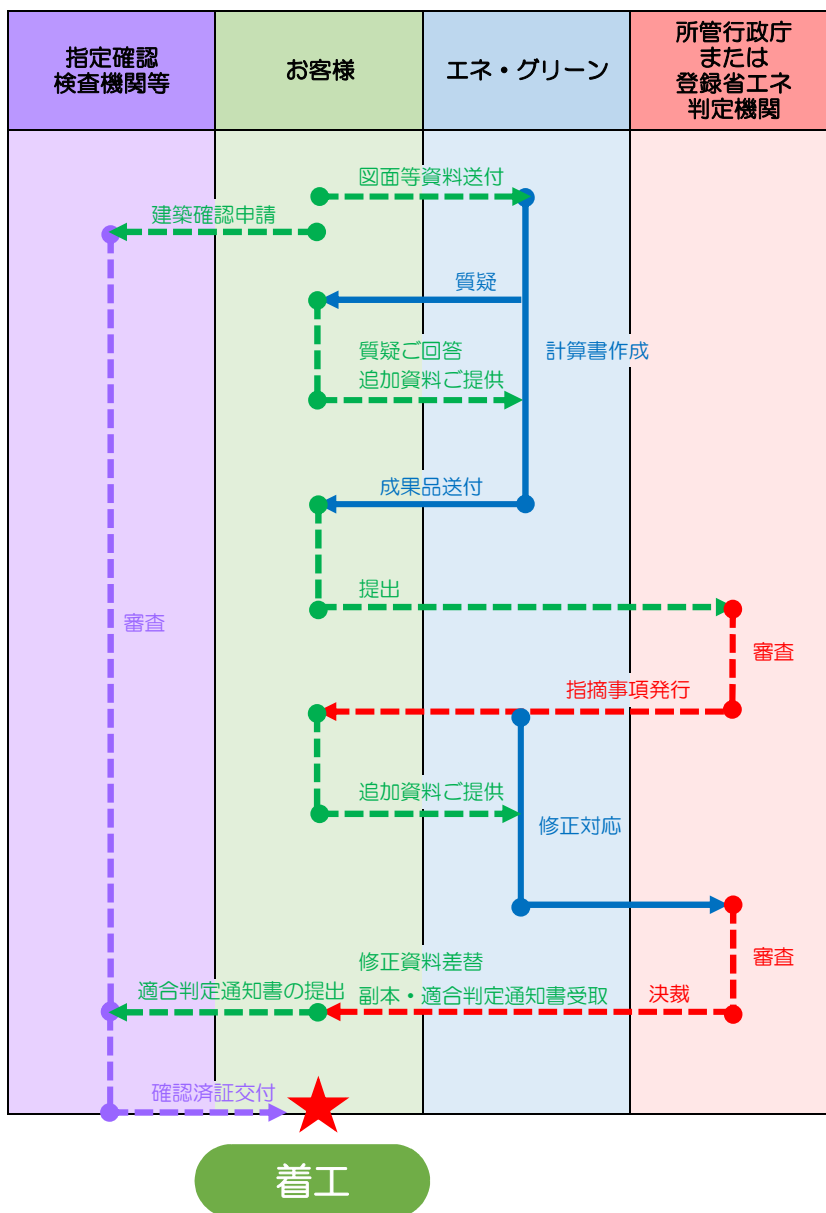
建物全体の一次エネルギー消費量：共用部一次エネルギー消費量＋住戸一次エネルギー消費量 ※

※共用部の一次エネルギー消費量計算は任意となります。

弊社では、住宅計算の住戸計算外皮計算書の書式はご依頼いただきました建物に合わせて書式を変更しております。ご要望によりましては、計算書式を変更することもできますのでご相談ください。

また、等級4取得のための検討も可能ですが、お時間をいただく場合がございますので、ご希望の場合はお早めにお問合せください。

## 省エネ適合性判定申請の流れ

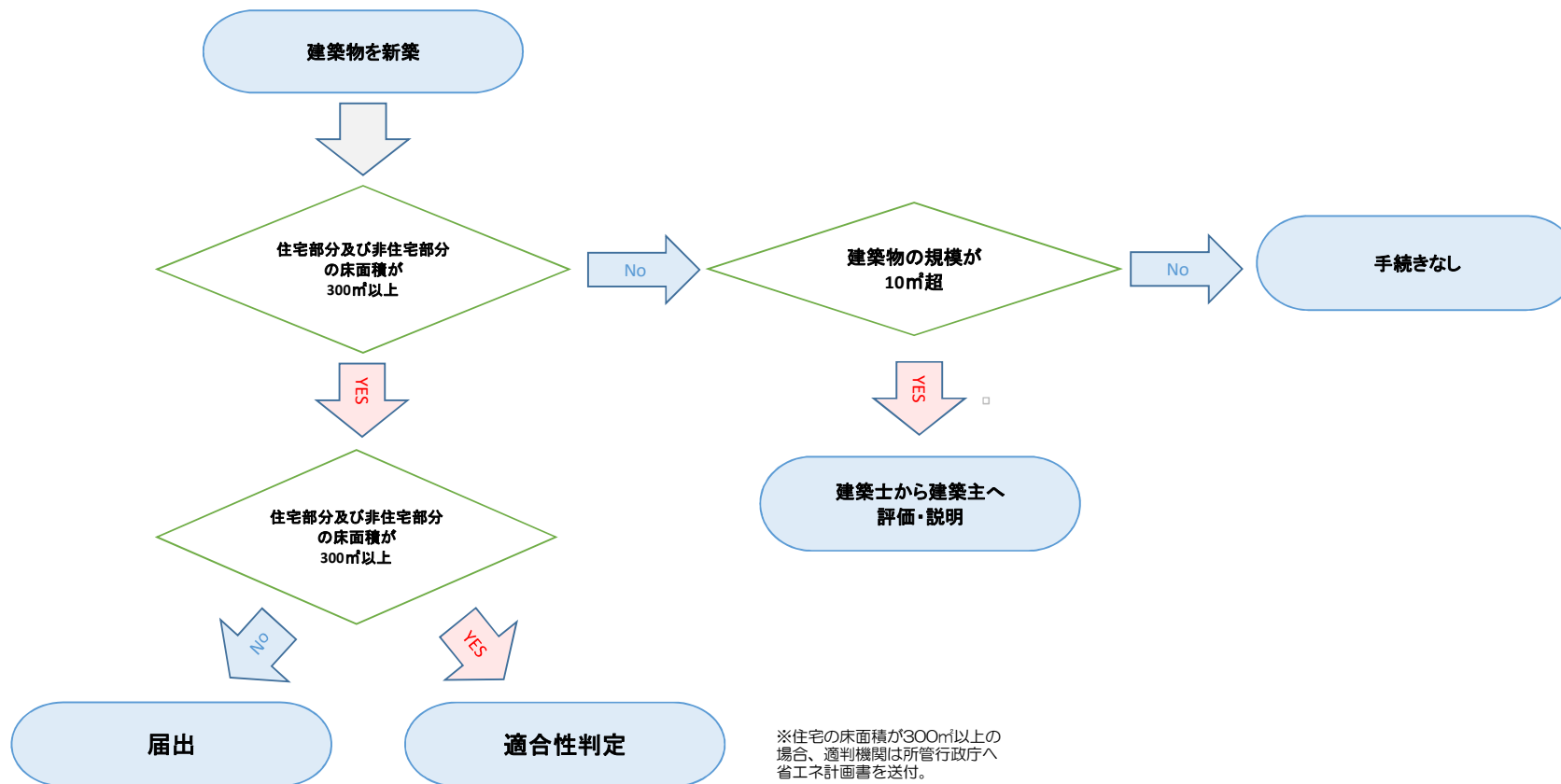


### ●適合判定の注意事項

- (1) 提出書類に設計者の記名が必要
- (2) 断熱範囲図・ブラインド位置図が必要
- (3) 消費電力や風量等、計算書への入力数値は図面への記載が必要
- (4) 設備機器などの試験方法となるJIS規格番号の記載が必要

上記の対応は基本的には弊社で行っておりませんので、図面への記載をお願いいたします。

省エネ適判・届出・説明の判定フロー（新築の場合）



省エネ適判・届出・説明の判定フロー（増改築の場合）

